目次 39 コーポレートガバナンス 40 住友商事の原点 41 コーポレートガバナンス体制 44 インターナルコントロール・内部監査 46 リスクマネジメント 48 企業の社会的責任 (CSR) 51 役員

住友商事の原点

住友商事の価値判断の拠り所は、「住友商事グループの経営理念・行動指針」にあります。

「経営理念」は、住友400年の歴史に培われた「住友の事業精神」をベースに、今日的かつグローバルな 視点を加えて、平易かつ体系的に整理し直したものです。

「行動指針」は、経営理念を実現するための企業及び役職員の行動のあり方を定めたものです。

経営理念

「住友商事グループの経営理念・行動指針」前文にある 「常に変化を先取りして新たな価値を創造し、広く社会に 貢献するグローバルな企業グループ | は、住友商事が「目 指すべき企業像 | を表しています。

経営理念第1項目の「健全な企業活動を通じて豊かさと 夢を実現する | は、住友商事の「企業使命 | を、第2項目の 「人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする」は、 住友商事の「経営姿勢」を、第3項目の「活力に溢れ、革新 を生み出す企業風土を醸成する」は、住友商事の「企業文 化しを、各々表現しています。

住友商事は、経営理念に示された価値基準をグループ 内で共有し、個々の事業活動において実践することで、全 てのステークホルダーの経済的・社会的価値の実現や向上 に貢献していきます。

住友の事業精神

この経営理念の原点は、創業以来400年以上にわたって 住友グループ内で継承・堅持されてきた「住友の事業精神」 にあります。

その骨子は、「住友の事業活動は、日々の市場変動に一 喜一憂することなく、信用を大事にして誠実・健全を心が けるとともに、時代の転換点では自ら率先して構造改革に 取り組むことで、自社のみならず社会にとっても有意義な 価値を生み出すものでなければならない」というもので、 今日でも十分に通用する普遍的な価値観を謳ったもので した。

しかしながら、400年以上の時間の経過を経て、今日の 役職員には難解な表現、グローバルに事業を展開する企業 として補足すべき点もあったことから、1998年、今日的か つグローバルな視点を加えて、平易な表現に改めるととも に体系的に整理し直して経営理念としました。

住友商事グループの経営理念・行動指針

目指すべき企業像

私たちは、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、 広く社会に貢献するグローバルな企業グループを 目指します。

経営理念

- <企業使命>
- ・健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。
- <経営姿勢>
- ・人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
- <企業文化>
- ・活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

行動指針

- · 住友の事業精神のもと、経営理念に従い、誠実に行動する。
- ・法と規則を守り、高潔な倫理を保持する。
- ・透明性を重視し、情報開示を積極的に行う。
- ・地球環境の保全に十分配慮する。
- ・良き企業市民として社会に貢献する。
- ・円滑なコミュニケーションを通じ、チームワークと総合力を 発揮する。
- ・明確な目標を掲げ、情熱をもって実行する。



住友の事業精神を表した文殊院旨意書(1650年頃 住友史料館所蔵)

コーポレートガバナンス体制

当社は、コーポレートガバナンスとは、「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」及びこれを達成するための「経 営の透明性の確保」にあるとの認識のもと、「住友商事コーポレートガバナンス原則」を定めています。「住友の事業精神」と 当社の「経営理念」を企業倫理の要としながら、コーポレートガバナンスの強化を通じて当社に最もふさわしい経営体制の 構築を目指し、株主を含めた全てのステークホルダーの利益にかなう経営の実現に取り組んでいます。

これまでのコーポレートガバナンスの強化・充実に向けた 取り組み

これまで当社では、取締役会規模の適正化、会長・社長 の任期の設定、取締役の任期の短縮、諮問機関の設置、監 **査役体制の強化と機能の充実、執行役員制の導入、社外ア** ドバイザーの起用などにより、コーポレートガバナンスの 強化・充実を図ってきました。

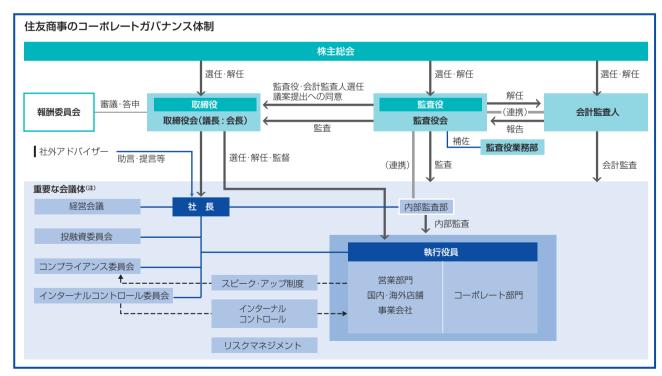
また、当社のコーポレートガバナンスに対する基本的な 考え方について、「住友商事コーポレートガバナンス原則」 としてまとめ、当社のウェブサイトで公表しています。 http://www.sumitomocorp.co.jp/company/

governance/detail01.html

当社のコーポレートガバナンスの特長

2003年4月から、旧商法のもとで委員会設置会社制度も 選択できるようになりましたが、当社は、従来の監査役設 置会社制度を継続した上で、その監査体制を一層強化・充 実させるとともに、社外の多角的な視点からの監査や社外 アドバイザーからの意見・提言により、外部の視点を取り 入れた経営体制としています。これが、コーポレートガバ ナンスの実効性をあげる上で、最も合理的であると考えて います。

当社は、日本企業としての経営風土を尊重しつつも、グ ローバルな潮流や企業法制の動向を踏まえ、また、他国に おけるコーポレートガバナンスの優れている点などについ てはこれを参考にして、当社にとって最適なコーポレート ガバナンス体制のあり方について、今後も引き続き検討し ていきます。



(注)経営会議:経営に関する基本方針・重要事項について意見交換・情報交換 投融資委員会: 重要な投融資案件等の審議

コンプライアンス委員会:経営の健全性維持の観点からの当社グループ全体のコンプライアンスの徹底 インターナルコントロール委員会:インターナルコントロールの効率的、効果的な実施の支援

「経営の効率性の向上」と「経営の健全性の維持」のための 仕組み

取締役及び取締役会

取締役会規模の適正化

2003年に取締役の人数を24名から半減させ、2009年7 月現在、取締役の人数は12名となっています。これにより、 業務執行の監督と重要な経営事項の決定の機能を担う取 締役会で、従来にも増して実質的で活発な議論と迅速な意 思決定を行える体制となっています。

● 取締役の任期の短縮

事業年度ごとの経営責任を明確にし、経営環境の変化に 迅速に対応するため、2005年6月に取締役の任期を2年か ら1年に短縮しました。

取締役会長・取締役社長の任期の制限

相互牽制の観点から、原則として取締役会長及び取締役 社長を置くてととし、これらの役位の兼務は行わないこと としています。

また、取締役会長及び取締役社長の任期は原則として、 それぞれ6年までと定めています。これにより、経営トップ が交代しないことで、ガバナンス上の弊害が発生する可能 性を排除しています。

● 取締役会の諮問機関の設置

当社の取締役及び執行役員の報酬・賞与の決定プロセス の透明性及び客観性を一層高めるため、取締役会の諮問 機関として、半数以上が社外委員で構成される報酬委員会 を設置しています。この報酬委員会は、取締役及び執行役 員の報酬・賞与に関する検討を行い、その結果を取締役会 に答申しています。

監査役及び監査役会

● 監査役体制の強化と機能の充実

外部の視点からの監視体制の強化のため、2003年6月 に社外監査役を1名増員しました。これにより、監査役5名 のうち3名が社外監査役で、そのうち2名が検事総長や東 京高等裁判所長官の経歴を持つ法律家、1名が会計の専門 家と、多角的な視点からの監査体制となっています。

監査役監査の実効性の確保

監査役は、監査上不可欠な情報を十分に入手するため、 取締役会をはじめとする重要な社内会議に必ず出席する ほか、取締役会長・取締役社長と経営方針や監査上の重要 課題について毎月意見を交換しています。さらに、監査役 を補佐する監査役業務部を置き、監査業務が支障なく行わ れ、監査役の機能が最大限果たせるようにしています。

● 内部監査部門、会計監査人との連携

監査役は、効率的な監査を行うため、内部監査部と緊密 な連携を保ち、内部監査の計画及び結果について適時に 報告を受けています。

また、会計監査人との定期的な打合せを通じて、会計監 査人の監査活動の把握と情報交換を図るとともに、会計監 査人の監査講評会への出席、在庫棚卸監査への立会など を行い、監査役の監査活動の効率化と質的向上を図ってい ます。

執行役員制の導入

当社では、業務執行の責任と権限の明確化と取締役会 の監督機能強化を目的として、執行役員制を導入していま す。この制度のもと、取締役会で選任された執行役員33名 のうち、執行の責任者である事業部門長7名を含む11名の 執行役員が取締役を兼任することで、取締役会での意思決 定と業務執行のギャップを防ぎ、効率的な経営を目指して います。

社外アドバイザーの起用

社外の方々の考え方を経営に取り入れるため、社外の有 識者数名を社外アドバイザーに起用し、経営会議メンバー との会議を行っています。経営課題に関するさまざまな テーマについて、幅広い視点から助言・提言を得ているほ か、リーダーシップやキャリアデベロップメントなど、各ア ドバイザーの専門分野について社内各層向けに講演・講義 をしていただいています。

「経営の透明性の確保」のための体制

情報開示の基本方針

当社は、当社の経営方針と営業活動を全てのステークホ ルダーに正しく理解いただくため、法定の情報開示にとど まらず、任意の情報開示を積極的に行うとともに、開示内 容の充実に努めています。

株主・投資家とのコミュニケーション

■ 株主総会における議決権行使の促進に向けた取り組み

当社は、定時株主総会の3週間前に招集通知を発送する とともに英文版も作成し、当社のWebサイトに掲載してい ます。2004年からはインターネットによる議決権行使、 2005年からは携帯電話からのインターネットによる行使 もできるようにしました。さらに、2007年からは(株)東京 証券取引所等により設立された合弁会社、(株) ICJが運営 する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利 用し、機関投資家のために議案内容の十分な検討時間を 確保しています。

● 各種情報の開示

当社のWebサイト上には、決算情報・有価証券報告書・ 四半期報告書・適時開示資料等のほか、会社説明会資料、 社会と環境に関するレポート等投資判断に資する資料を夕 イムリーに掲載しているほか、年次報告書であるアニュア ルレポートや広報誌「SC NETWORK」を発行し、積極的な 情報開示を行っています。

IR活動

株主・投資家の皆様とのダイレクト・コミュニケーション の場として、国内のアナリスト・機関投資家向けに経営トッ プの出席のもと、年4回、定期的な決算説明会を行うとと もに、海外投資家に対しては、米国・英国をはじめ、欧州・ アジア方面を訪問し、継続的に個別ミーティングを実施し ています。また、個人投資家向けには、2004年度以降、継 続して会社説明会を開催しており、2008年度は全国5都市 で開催し、合計で約1.400名の個人投資家が参加しました。

なお、こうした経営トップによる全国規模での説明会の 開催、ホームページの充実など、個人投資家の皆様を意識 した取り組みを積極的に行っていることが評価され、東京 証券取引所による平成20年度上場会社表彰「個人株主拡 大表彰 | を受賞しました。

今後も、経営の「透明性」を高めつつ、株主・投資家の皆 様との信頼関係の強化に努めていきます。

当社は、コーポレートガバナンス体制の強化・充実を行 うとともに、「経営の効率性の向上」及び「経営の健全性の 維持 | の観点から、内部統制の実効性の維持・向上のため、 インターナルコントロール・内部監査、リスクマネジメント、 コンプライアンスの一層の徹底・強化に努めています。

住友商事グループは、全てのステークホルダーの皆様に常に安心・信頼していただける企業集団であり続けるために、 内部統制の強化に取り組んでいます。「インターナルコントロール」と内部監査は、いずれも内部統制システムの構成要素 の1つであるモニタリングの手段として、重要な機能を果たしています。

インターナルコントロール

住友商事グループは、7つの事業部門と国内・海外の地 域組織、全世界の多数のグループ会社によって構成され、 幅広い分野でビジネスを展開しています。これらのビジネ スは、住友商事グループの一組織が遂行する以上、どの業 界に属し、どの地域にあっても、ステークホルダーの皆様 のご期待にお応えできる一定水準以上の「業務品質」を保 持していることが必要と考えています。

このような観点から、当社は2005年、チェックリストを 用いた内部管理状況の総点検である「インターナルコント ロール | に着手しました。この「インターナルコントロール | のチェックリストは、住友商事グループを構成する全ての 組織が共通に保持すべき、リスク管理、会計・財務管理、コ ンプライアンスなど、組織運営全般にわたる管理のポイン トを網羅した350の点検項目により構成されています。

また、この点検作業が実効を伴ったものとなるよう、各 項目で確認すべき内部統制行為(コントロール)の趣旨や 本質的なポイントを、グループ会社を含めた全役職員に理 解・浸透させるための取り組みにも注力しています。

「インターナルコントロール」の点検作業は、業種・業態、 地域、規模の大小を問わず、全ての主要な事業拠点で行う こととし、全世界の500以上の拠点において実施されてい ます。また、各拠点が自己点検した結果は、それぞれの事 業部門や地域に置かれた総括部などがレビューすること により、必要な改善策の策定とその実行をサポートしてい ます。

● 法的要請への対応

近年、社会的な要請の高まりを背景に、会社法、金融商 品取引法において、相次いで内部統制システムの整備・評 価が法制化されましたが、当社では、これらの法的要請に ついても、それに先駆けて実施してきた「インターナルコン トロール | への取り組みをさらに強化する機会と捉え、一 過性の対応ではない、持続的な取り組みを行っています。

2006年5月に施行された会社法では、「取締役の職務の 執行が法令及び定款に適合することを確保するための体 制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な 体制しの整備が求められていますが、当社では、既にさま ざまな制度・仕組みを構築してきており、会社法の要求を 満たす体制を整えています。

「インターナルコントロール」は、それらが十分に機能し ているかどうかをモニタリングし、必要な改善を図ってい くための仕組みとしても位置づけています。

また、2008年4月1日より適用の金融商品取引法に定め る内部統制報告制度への対応についても、「インターナル コントロール | の成果や推進体制を有効活用しながら、同 法の要請に沿った財務報告の信頼性に係る内部統制状況 の評価を行っています。

適用初年度となった2009年3月期については、必要な評 価作業と改善を実施した結果、期末現在の財務報告に係る 内部統制は有効と判断し、この評価結果に対して会計監査 人からも無限定適正意見を得ています。

以上の取り組みを通じて、住友商事グループは「業務品 質の向上 | を継続的に追求しています。

内部監査

また、内部監査部は、インターナルコントロールとは別 に、社内独立組織としてのモニタリング機能を有していま す。住友商事の全組織及び全ての連結子会社を対象に、内 部監査を実施しており、2008年度は国内120件、海外50 件の監査を実施しました。

当社は、企業を存続させ、信用を担保するには、法令遵守が企業活動の大前提であると認識し、明確な指針のもとでコ ンプライアンス体制を構築し、コンプライアンスの徹底に努めています。

コンプライアンス指針・体制

当社では、会社の利益追求を優先するあまり、役職員個 人が法令違反を起こすことは絶対にあってはならないと考 えています。コンプライアンスを推進するために、社長直 轄のコンプライアンス委員会を設置しています。 コンプラ イアンス委員会では、コンプライアンス・マニュアルを作成 し、全役職員に配布しています。このマニュアルには、重要 分野として下欄の19項目のコンプライアンス指針を掲げ、 コンプライアンス上で疑義が残るような行為は「やらない」 ことを徹底しています。万が一、コンプライアンス上の問 題が発生したときは、直ちに上司あるいは関係部署に報告 し、最善の措置をとることを常日頃から徹底しています。

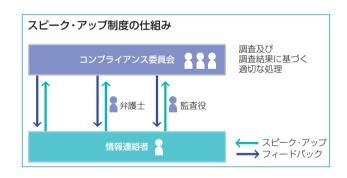
コンプライアンス啓発活動

イントラネットにコンプライアンス・マニュアルや各種法 令に関するマニュアル等を掲載し、常に最新版が閲覧でき るようにしているほか、各種のコンプライアンス教育・啓発 活動を推進しています。教育・啓発活動は、新人研修、新任 管理職研修、新任理事研修など各種階層ごとの講習会や、 各事業部門が主催する講習会及び全役職員を対象とした 講習会によって実施しています。また、国内外で開催され る各種会議の活用や、海外拠点・事業会社などを対象とし た講習会を実施しています。2008年度は事業会社を含め て57回の講習会・会議を実施し、約2,600名が参加しまし た。また、全役職員を対象としたeラーニング「コンプライ

アンス講座 | を実施し、今後も新入社員などを対象に継続 的に開講していく予定です。このeラーニングは事業会社 にも展開しています。

スピーク・アップ制度

コンプライアンスの観点から問題が生じた場合、職制ラ インによる報告ルートのほかに、コンプライアンス委員会 に直接連絡できる制度として「スピーク・アップ制度」を導 入しています。連絡窓口に監査役や社外の弁護士を加え、 連絡ルートを拡充してきました。調査結果をフィードバッ クするため、情報連絡は顕名を原則としていますが、社内 規程によって情報連絡者ならびに情報内容の秘密を厳守 することや、情報連絡行為による連絡者本人への不利益な 処遇がないことが保証されています。受け付けた情報につ いては、コンプライアンス委員会により適切に処理されま す。なお、2009年3月現在、国内の事業会社のうち約120 社がこの制度を導入しています。



コンプライアンス指針

営業活動における指針

- 独占禁止法の遵守
- •安全保障貿易管理
- ●関税·輸出入規制
- 各種業法の遵守
- 知的財産権の尊重及び保全
- 不正競争の禁止
- •情報管理
- ●環境保全
- 海外における営業活動

指針

- 贈収賄の禁止
- の防止
- 政治献金
- 反社会的勢力との対決

社会の一員たる企業人としての 働きやすい職場を維持するため 私的行為についての指針 の指針

- 人権尊重²
- 外国公務員に対する不正支払セクシュアルハラスメントの 禁止
 - パワーハラスメントの禁止

- インサイダー取引規制
- 利益相反行為の禁止
- ●情報システムの適切な使用

*世界人権宣言に準拠しています。

多様化するリスクに効果的に対処するため、住友商事のリスクマネジメントは、かつての「損失発生防止」を目的とした ミクロ的な管理を中心とした手法から、「企業価値の極大化」を目的とするマクロ的な管理に軸足を移し、フレームワーク を構築してきました。このフレームワークは、経営資源を効率よく運用するための重要なサポート機能を果たしており、経 営計画とも深くリンクしています。

リスクマネジメントの目的

リスクマネジメントの位置づけが「企業価値の極大化」 へ進化する中で、リスクの定義も「損失の可能性」から「リ ターンが計画から乖離する可能性 | へと高度化してきたこ とを受け、以下3点をリスクマネジメントの目的としてい ます。

- 1. 「業績安定」: 計画と実績の乖離を少なくして安定収益を 確保すること。
- 2. 「体質強化」:リスクを体力(株主資本)の範囲内に収め、 リスク顕在化の場合にも事業に支障をきたさないよう にすること。
- 3. 「信用維持」: 法令遵守等の社会的な責任を果たし、信用 を維持すること。

リスクマネジメントの基本方針

当社は、計量化できる「計測可能リスク」と、計量化困難 な「計測不能リスク」に、リスクを大別して管理しています。 「計測可能リスク」は「価値創造リスク」、すなわち「リター ンを得るためにとるリスク」であり、リスク量を体力の範 囲内に収め、リスクに対するリターンを極大化することを 基本方針としています。一方、「計測不能リスク」は「価値破 壊リスク」、すなわち「ロスしか生まないリスク」であり、発 生を回避する、もしくは発生確率を極小化するための枠組 みづくりに注力しています。

具体的な管理の仕組み

計測可能リスクの管理

● 投資リスク管理

投資案件は、いったん実施すると撤退の判断が難しく、 撤退した場合の損失のインパクトが大きくなりがちです。 このため、投資の入口から出口まで一貫した管理を実施し ています。投資の入口では、当社の資本コストを基に「ハー ドルレート」を上回る案件を厳選しています。特に、大型・ 重要案件については、投融資委員会において案件取り進め の可否を十分に検討します。投資実施後は、事業計画が着 実に実行されているかをモニターし、投資先のパフォーマ ンスや経営状態が一定の基準を満たさなければ原則撤退 するという「Exit Rule |を定めています。

● 信用リスク管理

当社は、取引先の信用リスク管理に、当社独自の信用格 付け(Sumisho Credit Rating=SCR)を用いています。 このSCRでは、取引先の信用力に応じて合計9段階に格付 けし、格付けに応じて与信枠設定の決裁権限を定め、格付 けごとに1.5%~50%のリスクウェイトを設定しています。 低格付けの取引先ほど与信設定権限者が上位になること、 低格付け先のリスクアセットは相対的に大きくなることな どから、低格付け先に対する与信を減らそうとするインセ ンティブが働く仕組みとなっています。このSCRは当社の 事業会社にも順次展開しており、信用リスク管理がグルー プレベルで深化するよう努めています。

● 市場リスク管理

市況商品・金融商品の取引については、契約残高に限度 枠を設定するとともに、半期または通期における損失限度 額を設定し、VaR(Value at Risk=潜在リスクの推定値。 期間損益が赤字の場合は、VaRに当該損失額を含めた潜 在損失の合計額)が、損失限度額内に収まるように常時モ ニターしています。 さらに、流動性が低下して手仕舞など が困難になるリスクに備え、各商品について先物市場ごと に流動性リスク管理も行っています。また、取引の確認や 受渡し・決済、残高照合を行うバックオフィス業務や、損益 やポジションを管理・モニターするミドルオフィス業務を フィナンシャル・リソーシズグループが担当し、取引を執行 するフロントオフィスと完全分離することで、内部牽制を 徹底しています。

● 集中リスク管理

グローバルかつ多様な事業分野においてビジネスを推進 している総合商社では、特定のリスクファクターに過度な集 中が生じないように管理する必要があります。当社では、特 定の国・地域に対するリスクエクスポージャーの過度な集中 を防ぐために、カントリーリスク管理制度を設けています。 また、12月に会議を開催し、特定分野への過度な集中を避けるとともに、企業価値の最大化に向けて、事業ポートフォリオのリバランスを行っています。

計測不能リスクの管理

訴訟等のリーガルリスク、事務処理ミスや不正行為などのオペレーショナルリスク、自然災害といった計測不能リスクは、リスクを負担してもリターンは全くありません。中には、発生頻度は低いものの、発生すれば経営に甚大な影響を及ぼしかねないものもあります。当社では、このような計測不能リスクの発生そのものを回避、もしくは発生する確率を極小化することをリスクマネジメントの基本方針としています。具体的には、内部統制の定期的かつ網羅的な点検のための制度である「インターナルコントロール」のチェックリストの中に、これら計測不能リスクへの対応状況を確認する項目を設けることにより、グローバル連結ベースでのモニタリングを実施しています。そして、その結果を踏まえた組織体制や業務フローの見直しを行うことを通じて、「業務品質」の継続的な向上を図っています。

リスクマネジメントを定着させる仕組み

当社は、多様化したリスクに対して可能な限りのリスクマネジメント・フレームワークを整えてはいますが、ビジネ

スに伴う損失を完全に防ぐことはできません。万一、損失事態が発生してしまった場合にはできるだけ早期に発見可能な体制を整えること、発見後は直ちに関係情報を収集・分析し、迅速かつ適切に対応するとともに、当該情報をマネジメント層・関係部署が共有することにより、損失の累増や二次損失の発生を抑止することに努めています。また、さまざまな損失事態情報を損失発生データベースにて集中管理するとともに、損失発生の原因を体系的に分析した上で、各種研修やさまざまな教材の作成・配布を通じてビジネスの現場にフィードバックすることで、一人ひとりのリスク管理能力のレベルアップを図り、同様の損失事態の再発を極力防止する仕組みを構築しています。

リスクマネジメントの不断の進化に向けて

当社は、過去10年程度の間に、外部環境の変化に先んじた効果的なリスクマネジメントを実践するため、最先端の手法や枠組みを積極的に研究・導入することによって、現在のリスクマネジメントのフレームワークをつくってきました。しかし、外部環境は依然激しく変化し、これまで想定しなかった新しいモデルのビジネスが日々提案されています。このような状況に適時適切に対応するために、当社のリスクマネジメントは経営トップの主導のもと、進化を続けています。



企業の社会的責任(CSR)

「住友の事業精神」の中に、「自利利他公私一如」という考え方があります。歴代の住友のリーダーたちは、「住友の事業は、 住友自身を利するとともに、国家を利し社会を利する事業でなければならぬ」「営利のみに走ることなく、絶えず公益との 調和を図れ」と繰り返し説いてきました。これは、まさに今日でいうCSR(企業の社会的責任)の精神そのものであり、私 たちはこの「住友の事業精神」をDNAとして受け継いでいます。

国連グローバル・コンパクトへの取り組み

住友商事グループは、2009年3月に国連グローバル・コンパクト10原則の支持を宣言しました。グローバル・コンパ クト参加を機に、常に事業活動に10原則の価値観を照らして改善点を見極め、より一層の企業価値向上に向けて取り組 んでいきます。

グローバル・コンパクトは、1999年の世界経済フォーラム(ダボス会議)でアナン前国連事務総長が提唱し、2000年 にニューヨークの国連本部で正式に発足した、より持続可能な、かつ、包括的な世界経済の実現を目指す自発的な実践 イニシアチブです。グローバル・コンパクト参加企業は、人権、労働基準、環境、腐敗防止の4分野に関する10原則を積 極的に経営に反映し、責任ある創造的なリーダーシップを発揮することによって、社会の良き一員として行動し、持続可 能な成長の実現を目指すことが求められています。

グローバル・コンパクト 10原則

[人権]

企業は、

原則1: 国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、 原則2: 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。



[労働基準] 企業は、

原則3:組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、

原則4: あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、 原則5: 児童労働の実効的な廃止を支持し、

原則6: 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

[環境] 企業は、

原則7:環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、 原則8: 環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、 原則9: 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

[腐敗防止] 企業は、

原則10: 強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に 取り組むべきである。

「社会と環境に関するレポート」

環境への取り組み、社会貢献の具体的な内容については、「社会と環境に関するレポート」をご覧ください。 当社のWebサイトにも掲載しています。

http://www.sumitomocorp.co.jp/society/report.html

環境への取り組み

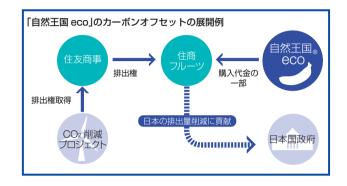
住友商事グループは、環境問題が地球規模の広がりを持つとともに、次世代にも及ぶ長期的な問題であることを認識し、 健全な事業活動を通じて、社会・経済と地球環境の共生による「持続可能な発展」の実現に向け努力しています。

カーボンオフセットへの取り組み

当社は、海外で温室効果ガスを削減する風力発電や太 陽光発電などのプロジェクトを推進する一方、国内では カーボンオフセット向け排出権の販売を手がけています。 カーボンオフセットとは、商活動などに伴って排出される 避けようのない温室効果ガスについて、まず自らが排出量 を認識し、自己で削減努力を行ってもなお削減しきれない 部分について、途上国などで温室効果ガスの削減活動に 投資することなどにより創出される排出権を充当し、オフ セット(相殺)するという仕組みです。

当社子会社の住商フルーツ(株)では、カーボンオフセット を付けたバナナ「自然王国ecolの販売を開始しました。消 費者は1房のバナナで1kgのCO2削減に貢献できます。

また、当社が出資する住友三井オートサービス(株)では、 自動車リース商品にCO2排出権を割り当てる「エコ・フ リート* |を法人のお客様に提供しています。 住友三井オー



トサービスは、予め当社から排出権を購入し、お客様の 月々の給油データに基づき、自動車の使用によって排出さ れたCO₂を合理的にオフセットします。

グローバルなネットワークを持つ、商社ならではの強み を活かし、さまざまな形態でCO₂削減に貢献しています。

*2008年3月、特許庁あてに「ビジネスモデル特許」を出願しています。

グローバル安全管理への取り組み

住友商事グループでは、「安全第一 | を掲げ、事業展開を行っています。国内外での事件、事故、災害などに備えるため、役 職員一人ひとりが日頃から危機意識を持ち、適切な安全確保策を認識し、行動に移すための啓蒙活動と、安全対策インフ ラの整備に取り組んでいます。

その取り組みの1つとして、製造・加工・倉庫業に関わる事業会社での労働災害も"ゼロ"を目指しており、各事業部門では、 安全対策推進委員会を設置し、国内外で展開している事業会社とともに安全管理と労働災害防止の徹底に努めています。

安全意識の向上と事故防止に向けた取り組み

金属事業部門では、全ての事業会社において、基本書類 として「安全マニュアル | 「安全衛生管理規定 | 「作業手順書 | の整備を完了し、従業員一人ひとりに対する安全管理に関 する教育を徹底することで、未然に事故を防止する組織体 制づくりに努めています。

また、ノルウェーやアゼルバイジャンなど、世界各地で SCM事業を展開する鋼管本部においても、客先・請負会 社・事業会社の社員とともにオペレーションのリスクアセ スメントを行い、労災事故が起こりうるリスクを最小化す る環境や業務体制を構築するとともに、従業員の安全意識 の継続的向上に日々取り組んでいます。

2008年度は、新たにインド、赤道ギニアでもリスクアセ スメントを行い、安全管理への取り組みを開始しました。



ノルウェー・フローロの鋼管在庫オペレーションヤードで は安全を重視した独自の保管・輸送方法を採用しています。

社会貢献への取り組み

住友商事グループは、社会の持続可能な発展を担う次世代人材の育成支援と、事業活動の場である内外地域社会へ の貢献を軸としてさまざまな活動を推進しています。また、良き企業市民として、責任ある活動にも取り組んでいます。

映画のバリアフリー化を推進

当社は、2004年より社会貢献活動の一環として「より多 くの人に映画を楽しんでいただきたい」との趣旨から、当 社及びグループ会社のアスミック・エースが出資し製作し た作品を中心に映画のバリアフリー化に取り組んでいま す。これまでに、『母べえ』や『西の魔女が死んだ』など10作 品以上の邦画で、バリアフリー上映を実現してきました。

当社が行う「映画のバリアフリー化」とは、視覚あるいは 聴覚に障がいのある方が映画を視聴できるように「音声ガ イド | や 「日本語字幕 | をつけ、公開時から健常者と一緒に 映画館で鑑賞できる機会を設ける取り組みです。2008年 は、子供たちに「バリアフリーでみんなが暮らしやすい社 会」ということについて考えてもらいたいとの願いから、 本社近くの小学校で総合的学習の一環として「西の魔女が 死んだ』のバリアフリー上映会を行いました。児童からは 「目をつぶったり、耳をふさいだりしてみると、障がいを もった人の気持ちが分かった|「字幕があることによって、 気づかなかったことを教えてもらえた」、ご招待した地域 の障がい者のお客様からは「公開前にバリアフリーの映画 を観られることはないので、楽しみにしていた。これから もこのような映画が増えてほしい」との声が聞かれました。

当社は今後もできるだけ多くの方にバリアフリー映画の 存在を知っていただき、障がいがあっても「みんなと一緒 に」映画を楽しんでいただけるよう、バリアフリー作品を 増やしていきたいと考えています。

TABLE FOR TWO 活動をスタート

当社は、「TABLE FOR TWO」の活動の趣旨に賛同し、 社員一人ひとりが自らの健康に配慮し、気軽に参加できる 社会貢献活動として、2008年10月より本社の社員食堂で 取り組みをスタートしました。「TABLE FOR TWO Iは、一 定の基準を満たすヘルシーメニューの代金に、開発途上国 における給食一食分に相当する20円を寄付金として加算 して支払い、この活動を推進しているNPO法人 "TABLE FOR TWO International"を通じて、寄付金を開発途上国 の子供たちの学校給食に充当する取り組みです。2007年 に始まったこの活動は、先進国における生活習慣病などの 問題と、途上国が抱える飢餓の問題を同時に解決する社会 貢献活動として注目されており、先進国の参加者と開発途 上国の子供が1つのテーブルで食事をするイメージから、 「TABLE FOR TWO-二人の食卓-」と名付けられていま す。当社は本社ビルのほかに、関西ブロック、中部ブロッ クが入居するビルの社員食堂でもこの活動に取り組んで おり、2009年4月までに約8,000食分の子供たちの学校給 食に相当する寄付が集まりました。

地球市民としての一体感を持った思いやりの心を届ける ことができ、自らの健康管理にも役立つ活動として、これ からも末永く取り組んでいきたいと考えています。



映画『西の魔女が死んだ』のバリアフリー上映会



ウガンダ、ルワンダ、マラウイのアフリカ3カ国で学校給食 を支援しています。



荻村 道男副社長

大森 一夫副社長

岡 素之 会長

加藤 進 社長

取締役及び監査役

取締役会長 岡素之	取締役 大森 一夫	取締役 加納 岳	常任監查役(常勤) 大久保 憲三
取締役社長 加藤 進	取締役 荒井 俊一	取締役 中村 邦晴	監査役(常勤) 福元 哲朗
	取締役 北川 信夫	取締役 川原 卓郎	監査役(弁護士) 原田 明夫*
	取締役 演田 豊作	取締役 大澤 善雄	監査役(公認会計士) 藤沼 亜起*
	取締役 守山 隆博	取締役 阿部 康行	監査役(弁護士) 仁田 陸郎*

⁽注1) 取締役は、全て代表取締役です。

⁽注2) *は社外監査役です。

執行役員

社長

加藤進

副社長執行役員

荻村 道男

アジア総支配人、 アジア住友商事会社社長

大森 一夫

輸送機·建機事業部門長

専務執行役員

品川 道久

米州総支配人、 北米住友商事グループCEO、 米国住友商事会社社長

森 修一

関西ブロック長

荒井 俊一

金属事業部門長

北川信夫

生活産業・建設不動産事業部門長

梶原 謙治

中国総代表、 中国住友商事グループCEO、 中国住友商事会社社長

濵田 豊作

(チーフフィナンシャルオフィサー)、 フィナンシャル・リソーシズ グループ長

守山 隆博

インフラ事業部門長

加納 岳

コーポレート・コーディネーション グループ長

中村 邦晴

資源·化学品事業部門長

常務執行役員

三浦 一朗

内部監査部分掌

佐々木 新一

欧州総支配人、 欧州住友商事グループCEO、 欧州住友商事ホールディング会社 **計長** 欧州住友商事会社社長

川原 卓郎

人材・総務・法務グループ長

大澤 善雄

メディア・ライフスタイル事業部門長

阿部 康行

金融·物流事業部門長

冨樫 和久

金属事業部門長補佐、 鉄鋼第三本部長

竹内 一弘

経営企画部長

石田 新一

輸送機·建機事業部門長補佐、 建設機械事業本部長

曽根 貴史

CIS支配人、 欧州総支配人補佐

日髙 直輝

中部ブロック長

大橋 茂

メディア・ライフスタイル事業 部門長補佐、 ライフスタイル・リテイル事業本部長

執行役員

中村 仁

メディア・ライフスタイル総括部長

熊谷 泰雄

生活資材本部長

土井 雅行

アジア総支配人補佐、 インドネシア住友商事会社社長

降旗 亨

資源第二本部長

猪原 弘之

フィナンシャル・リソーシズ グループ長補佐、 財務部長

中村 勝

鋼管本部長

平尾 浩平

電力・社会インフラ事業本部長

鐘ケ江 倫彦

通信・環境・産業インフラ事業本部長

町田 清美

自動車事業第二本部長

岩澤 英輝

フィナンシャル・リソーシズ グループ長補佐、 コーポレートリスク管理部長